

## 前金払の割合引上げ・対象工事金額引下げ及び最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げについて

長野県北部地震及び東日本大震災、また豪雪災害の迅速な復旧・復興を目指し、公共工事の適性かつ円滑な施工の確保により建設業者の支援並びに低迷する地域経済の活性化を図るため、市発注の建設工事に関して緊急経済対策として下記のとおり改正を行います。

### 記

#### (1) 前金払の特例

市発注建設工事において前金払の割合引上げ・対象工事金額引下げの特例を設けます。

##### ①前金払の割合の引上げ

請負金額の10分の5（50%）以内に引き上げます。

＜現在、原則請負金額の10分の4（40%）以内＞

##### ②前金払の対象工事金額の引下げ

請負金額130万円超に引き下げます。

＜現在、請負金額500万円超＞

③適用時期 平成23年6月1日以降に公告する建設工事から適用します。

④適用期間 当面、平成23年度内（平成24年3月31日まで）とします。

#### (2) 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げ

建設工事の入札において現在設定している最低制限価格・低入札価格調査基準価格の算定方式を改訂します。計算式を見直し、現場管理費の割合を0.70から0.80に引上げます。

##### ①見直し後の計算式

直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋**現場管理費×0.80**＋一般管理費等×0.30

＜現在の計算式＞

直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.70＋一般管理費等×0.30

②適用時期 平成23年6月1日以降に公告する建設工事から適用します。

#### ※低入札価格調査制度「失格判断基準」の設定変更

現場管理費割合の変更に伴い、低入札価格調査制度の「失格判断基準」の設定も合わせて変更する。低入札価格調査対象案件のうち、入札価格内訳書の金額が次のいずれかに該当するときは失格と判定する。

I 市の設計書に記載された直接工事費の90%の額に満たない場合

II 市の設計書に記載された共通仮設費の85%の額に満たない場合

III 市の設計書に記載された現場管理費の**75%**の額に満たない場合

＜変更前 記載された現場管理費の65%の額に満たない場合＞

IV 市の設計書に記載された一般管理費の25%の額に満たない場合